# Ⅰ、大阪府・市の教育行政に関する質問（ダイジェスト版）

**【文科省出席者】** 梶濱 真　初等中等教育局　児童生徒課　生徒指導室生徒指導第二係長
**7名**　野口 萌　総合教育政策局　男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係長
坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職
吉木理沙子　総合教育政策局　調査企画課　学力調査室専門職
窪田 徹　初等中等教育局　財務課　校務調整係長
豊田綾花　初等中等教育局　初等中等教育企画課　地方教育行政係長
山田知佳子　初等中等教育局　特別支援教育課　指導係長

## 1．大阪府箕面市の「子ども成長見守りシステム」と「子ども家庭庁」施策に関連して

**○事前質問**　(1)「子どもの貧困」と「貧困の連鎖根絶」対策の一環として進めてきた、全校へのSCやSSWの配置、SC・SSWの育成、同職の労働環境の整備等の今後の施策の見通しを明らかにされたい。
(2)民間企業を中心とする個人情報管理によるAI判定の導入は、方針の転換または縮小ではないか。
(3)上記の行政による個人情報（とくに子ども）の無断収集との整合性を説明されたい。

**●用意された回答 1．(1)(2)　　梶濱真　初等中等教育局　児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係長**

学校プラットフォームとして、心理の専門家であるスクールカウンセラー（SC）や、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）による教育相談体制の整備を図り、課題を抱える児童・生徒を的確に把握し支援することが重要と考えている。このため令和4年度予算において、SCは全公立小中学校に相当する2万7500校に週1回5時間分と重点配置として5400校分、SSWは、全公立中学校分に相当する1万中学校区に週1回3時間分と重点配置として6900校分に拡充して、関係機関と密に連携しながら対応することが重要と認識している。また、各教育委員会や学校などでSCやSSWを活用した支援の質の向上が図られるようガイドラインを作成、周知するとともに、具体的な役割について事務連絡等で周知した。引き続きSCやSSWの効果的効率的な配置を含めて、支援の充実に努めて参りたい。

(2)箕面市が、AIなどを活用して教育・福祉・医療などのデータを連携させ、真に支援が必要な児童・生徒に対するプッシュ型支援を展開して、早期発見や支援の拡充に繋げていると承知している。文科省は、学校プラットフォームとして、SCやSSWによる教育相談体制の整備を図り、課題を抱える児童生徒を的確に把握して支援することが重要と考えている。子どもの貧困、虐待、不登校、いじめなどの課題が、昨今複雑化多様化している状況を踏まえ、課題を抱える子どもを誰一人取り残すことなく早期発見や支援につながるよう、教育相談体制のさらなる充実に努めていく。

**●用意された回答　1．(3)　野口萌　総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係長**

大阪府箕面市での個人情報の無断収集との整合性の観点は、システムの構築に関して個人情報保護制度運営審議会に諮問して、子どものセンシティブな情報の管理には慎重を期すことを付記した上で妥当との判断を得ていると聞いている。また個人情報保護条例及びその施行規則を改正した上で、教育委員会内の目的外利用として貧困の子どもの情報とかを取り扱っていると承知しており、先進的な事例を踏まえてこういった課題を検討して参りたい。

**○会場からの質問　　井前**

子どもの福祉型の支援を行う上で、箕面市のように機械的に全てデータに基づいてデータの中からピックアップし、合理化できる限り人的配置についても切り縮めるような新しい形を取るとすれば、人的配置と人的なつながりを通じて子どもと家庭の状況について把握をしそれに対応していくというこれまでの方針は変えていくのか。

**●会場質問への回答　　梶濱 真　初等中等教育局　児童生徒課　生徒指導室　生徒指導第二係長**

文科省としては、支援を必要としている児童生徒にいかに支援を届けていくのか、ということが大事と思っている。このため人的配置は現状スクールカウンセラーが週1回4時間程度の配置になっていて、各教育委員会の方から配置時間が足りないという声を多くいただいている。AIの活用で予算拡充を諦めるとは考えておらず、引き続き予算拡充は図っていきたい。一方で、人的配置の部分で支援ができるお子さんは限られるという現状があり、人的拡充を図りつつもこうしたデータ連携によって支援が必要な児童・生徒を把握していくことも一方で重要だと思っている。

## 2. チャレンジテストを生み出した全国学力テスト体制について

**〇事前質問**　(1)チャレンジテストと府内統一ルールについては、人権侵害を引き起こす恐れがある。その観点から、大阪府教委がいう目的・方法から乖離して行われている実態について調査をお願いしたい。

**●用意された回答 2.（1）　坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職**

高等学校入学者選抜のにおける調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において、適切に判断すべきものと考えている。調査書のあり方として、選抜のための資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくことが重要であると考えている。大阪府教委においては、高等学校入学者選抜の実施に当たって、チャレンジテストの利用も含め、先ほど申し上げた趣旨を踏まえ、保護者や地域に十分な説明を行って実施していただきたい。

**〇会場からの質問 2.（1）　志水（Zoom）**

チャレンジテストと府内統一ルールについて、客観性・公平性の下、多面的・積極的に生徒の評価が行われているはずだ、と言われたが、中学の教員は口を揃えて、それがいないから問題にしている。府教委はこの制度について、保護者や子どもたちに説明責任を果たしていない。ほとんどの生徒も保護者も、この制度のことをよく理解していない。

ご存知のようにチャレンジテストは、大阪府教委が2015年全国学力テスト結果を高校入試の内申に利用したものの貴省により禁止されたところから、作られた制度だ。その折り貴省は、専門家会議を開き、全国学力学習状況調査の結果を用いることは調査の趣旨を逸脱するもので、認めるべきではないとした。貴省ホームページに公表されている。

1.調査結果を個人の選抜に使うことは、生徒の在籍している学校によって個人の評定が影響を受けることになり、生徒の責任ではない、在籍している学校による格差を生む。

2.日常の学習評価という教員の指導上の問題が、学校における評価活動の妥当性の確保という問題にすり替わってしまっている。日常の評価活動の改善を図るべきところ、全国学力学習状況調査を使って行うということは、適切ではない。

3.不正や過当競争を招き、制度としての根幹が揺らぐ。

こういった専門家会議の意見を受けて、全国学力学習状況調査を高校入試の内申に活用することは禁止とされたが、この専門家会議の意見はそのままチャレンジテストに当てはまる。全国学テを利用するのは困るけど、大阪府独自テストなら大阪府の問題だから文科省は関知しない、では困る。今の3点の不利益を大阪の子どもたちは受けている。

**●会場質問への回答2.（1）　坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職**

繰り返しになるが、入学者選抜の実施者である教育委員会等において、適切に判断するべきものと考えている。従って、教育委員会において、保護者や地域に十分な説明を行い入学者選抜を実施していただきたいと考えている。

**〇事前質問**　(2)全国学テは2007年の開始以来毎年悉皆調査。都道府県や市町村の平均点競争を煽る悉皆調査は、子どもや教員の心身の負担を増大している。行政調査ならば抽出調査に変更をお願いする。

**●用意された回答 2.（2）　吉木理沙子　総合教育政策局　調査企画課　学力調査室専門職**

全国学力学習状況調査は、単に学力を数値として計るためではなくて、児童生徒の学力とか学習状況を把握・分析して、教育指導の充実とか学習状況の改善等に役立てることを目的として実施している。児童生徒一人一人への教育指導の恒常的な改善・充実を図るためには、すべての学校において継続的に調査を行うことが重要と考えている。

一方でご指摘いただいたような、序列化とか過度の競争とかが生じないよう、教育上の効果とか影響を十分に配慮することが非常に重要であると我々としても考えており、実施要領等においても、そういった単に点数のみで見ることのないように配慮を求めるように規定するなど、調査の目的・趣旨の周知徹底を図っている。

**〇会場からの質問 2.（2）　志水（Zoom）**

先ほど悉皆調査で行う理由として、児童生徒一人一人のへの教育指導の改善・充実を図ることと言われたが、採点は学生アルバイトが業者に委託され間違もあると言う。間違った採点によってプロの教員が指導改善を図れるか。

全国学テは教育基本法に違反すると考えている。1976年旭川学テ最判は、あの時点で学力テストは違法ではないと判断した。しかし判決文は、問題の程度は全体として平易なものとし特別な準備を要しないという点と、個々の学校・

生徒・市町村・都道府県についての結果は公表をしない、という2つの条件で違法ではないと判断した。現在の全国学力学習状況調査は、明らかにこの2つの条件を逸脱している。教育基本法に違反しているのではないか。

**●会場質問への回答2.（2）　吉木理沙子　総合教育政策局　調査企画課　学力調査室専門職**

採点された答案については、いずれも学校に返却しており、仮に疑義があるような場合には申立てればきちんとこちらの方でも確認・判断をしている。教育委員会等において調査結果公表する場合には、単に平均正答率等だけを数字として示すのではなく、分析結果その他背景や分析結果を踏まえた教育委員会としての対応方針を示していただくよう配慮事項として、実施要領等に示している。繰り返しになるが、全国学力学習状況調査があくまで学力を測定してその数字を比較してするものではなく、あくまで児童生徒一人一人の教育に役立つようなその素材として実施させていただいているものなので、こちらの趣旨についてはきちんと引き続き文科省としても周知徹底をしてまいりたい。

## 3. 教員の過重労働に関する大阪地裁判決（6月28日）について

**○事前質問**　長時間労働で適応障害を発症した大阪府立高校教諭の損害賠償のを大阪地裁が認めた判決は、教職員の過重労働を解消するための具体策が、全国共通の課題として求められていることを再確認した。貴省における緊急の対策及び今後の抜本的対策とスケジュールを明らかにされたい。

**●用意された回答　窪田徹　初等中等教育局　財務課　校務調整係長**

学校における「働き方改革」は、何か一つ手立てを打てば全て解決するというわけでは無く、国はもちろん、学校、教育委員会と連携してそれぞれ出来ることに取り組んで、先生が先生でなければできないことに全力できる体制を整備することが重要と考えている。平成28年度勤務実態調査で、依然として長時間勤務の先生が多いことも十分認識しているので、引き続き取り組みを加速化していきたい。具体的には、令和元年に「給特法」を改正し、勤務時間の上限の指針を策定した。小学校の35人学級の計画的整備、高学年の教科担任制の推進など、計画的に行っていきたい。

また、定数改善だけで解決できるとは毛頭思っておらず、補助金等で予算を付けて、教員業務支援員、先生方の支援をするような外部人材、支援スタッフの配置の充実にも努めている。また、われわれの取り組み事例を先生方に沢山展開していて、ちょっと大部のの資料にはなるが相当なページ数で各学校の働き方改革の事例などを出している。

今後のスケジュールは、先ほど申し上げた勤務実態調査、そこで平成28年度と比べて先生方の勤務実態、働き方改革の進捗状況などきめ細かく把握し、その結果等も踏まえて働き方改革の今後のあり方の検討を進めたい。

**○会場からの質問　井前**

今後のスケジュールについてその決定の仕方、それから、現場の教職員の聞き取り、現場の状況等についての調査の後、その公開については、どのような形で行われるのかということについても、回答いただきたい。

**●会場質問への回答　坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職**

具体のスケジュールは、平成28年度の調査と比較し導入に動くことを想定すると、およそ令和5年の春頃に多分速報値を出させていただき、そこから「働き方改革」に向けての各種施策の効果とか、前回の勤務実態調査等との比較等を踏まえて、どのような対応が先生がたにとって必要なのか、ということの検討を進めていくような形になるだろう。

## 4．大阪市教育委員会の市長部局への従属について

**○事前質問**　(1) 松井大阪市長に「提言」した小学校校長が文書訓告を受けた。「地教行法」の施行(2015年)に当たって「いわゆるレイマンコントロールの考え方」「教育委員会の執行機関としての独立性」等は変わらないと貴省は説明したが、上記の大阪市の対応には明らかな逸脱があるのではないか。

(2) 大阪市は、公募した区長に教育次長を兼務させ、区毎の教育施策を策定する権限に加え、学校評価と校長の人事評価を行う権限を与えている。市長の政治意図を酌んだ施策の実現を競い合う体制と言えるが、教育委員会の執行機関としての独立性とチェック機能を蔑ろにするものではないか。

**●用意された回答　●豊田綾花　初等中等教育局　初等中等教育企画課　地方教育行政係長**

（最初の自己紹介の時に「みつやと申します」と聞こえた）

(1)オンライン学習の方針決定過程については、松井市長の発言を受け、教育委員会事務局において対応案を策定し、教育長から各学校に通知したと承知している。そのため今回の方針決定過程については、市長からの要請を受けて、教育委員会において検討、実施したものであり、特段問題あるとは考えていない。

(2)区長に教育次長を兼務させるという件は、教育次長は教育長が指揮監督する教育委員会事務局に置かれる職と承知しており、教育委員会の執行機関としての独立性とチェック機能を蔑ろにするものではないと考えている。

**○会場からの質問　　井前**

区長が教育次長として関わることについて、さらっと問題ないと言われたが、区長会議がかなり頻繁に行われ、そこで教育の方針について決定をして市長がそれを承認するという過程を経ないと教育委員会議での決定が決定事項にならない。教育委員会議の議事録は、ほとんど1年間にわたって公開されないという事態になっている。教育委員会議そのものもほとんど非公開で行われている。だから市民には、全く事態が分からない。現場サイドも、いきなり上から指示がおりてくるという事態が進行している。教育委員会の独立性が侵されていることについて、もっと調べてほしい。

**●会場質問への回答　　豊田綾花　初等中等教育局　初等中等教育企画課　地方教育行政係長**

教育委員会事務局の閉鎖性を解決するため、教育委員会会議の議事録の作成や公表が努力義務とされている。これ以外に教育委員が会議の招集を求めることができることや、教育委員から教育長に委任された事務の管理及び執行状況について報告義務が新たに規定されるなど、教育委員会事務局の閉鎖性の解決に取り組んでいる。今回の件は、大阪市教委から教育長の職務権限についてご説明いただいており、教育委員会の指揮監督下にあるものなので問題が無いと考えている。非公開等の説明については、大阪市教委において適切に判断いただきたい。

## 5．大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒入学式について

**○事前質問**　(1)子どもの命に関わる問題について、大阪府教委及び校長が「あらかじめ対応を決めておくこと」を拒否し「どう対応すべきか」を教職員には公表しないことへの文科省の対応を問題にしている。教育委員会が対応しない場合の「指導・助言」は貴省の役割ではないのか。

**●用意された回答　　山田知佳子　初等中等教育局　特別支援教育課　指導係長　5.**

一般的に、教育委員会や校長から職務命令が発せられた場合には、教職員にはその職務命令に従う義務がある。一方で、例えば生徒の発作など緊急時になった場合には、生徒のいのちや安全を優先させることが必要であり、校長等が緊急時の対応において予め決めておくことも考えられる。こうした緊急時の対応も含め、式の実施方法や個々の具体的な場面においてどう対応すべきかについては、教育委員会や学校長が適切に判断するものと考えている。

**○会場からの質問　　奥野**

特別支援学校では学習内容の変更・調整をすることができる。でも卒業式という行事における学習内容の基準がはっきり示されていないから、どこをどう変更したら良いのか分からない。例えば車椅子の生徒の担当の教員は、皆が起立している時も坐ってコミュニケーションが取れるように、その生徒が集団への帰属意識を持って行事を進められるように配慮している。命に関わる発作だから急遽坐るとかじゃなくて、最初からその生徒がちゃんと帰属意識を持って参加できるような合理的配慮が必要だから、教育委員会や現場の校長の判断ではなくて、文科省が基準を示してほしい。

前回お答えいただいた、命に関わるような場合は起立の職務命令を取り消されるよう校長に判断してもらったらいいみたいなことは、現場の教員が自分の判断でベストなことをやるということが大事だと思う。事後にちゃんとした審査会が各教育委員会で開かれるように文科省で示してもらわないと、管理職の主観的な判断で、これはダメやった、これは良かったみたいな事になってしまう。発作が起こった後、すぐに教員の判断で坐って良いという基準がほしい。

**●会場質問への回答　　山田知佳子　初等中等教育局　特別支援教育課　指導係長**

式の実施方法とか、個々の具体的な場面において、学校としてどう対応すべきか、と言うことについては、繰り返しになってしまって恐縮だが、教育委員会とか学校長が適切に判断していただくものと考えている。

**○会場からの質問　　奥野**

学習内容について特別支援学校で考慮できるような基準を示されていない。学習指導要領には、障害にあわせて学習内容変更して良いと書いてあるけれど、国歌斉唱に関しては何も無い。その基準が必要だ。